　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （昭和53年７月26日　53林野組第157号）

最終改正：令和３年２月15日　２林政経第441号

生産森林組合模範定款例

第１章　総　則

　（目的及び事業）

第１条　この組合は、組合員の協同により森林の経営等及びこれらに附帯する事業を行うことによって組合員の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第２条　この組合は、次に掲げる事業を行う。

１　森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）

２　環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）の生産

３　食用きのこの生産

４　森林を利用して行う農業

５　委託を受けて行う森林の施業又は経営

６　前各号の事業に附帯する事業

「備考」

第２号から第５号までの事業中行わない事業は、削ること。

（名称）

第３条　この組合は、○○生産森林組合という。

（地区）

第４条　この組合の地区は、〇〇〇〇の区域とする。

（事務所の所在地）

第５条　この組合の事務所は、○○県（都道府）○○郡○○村（町）又は○○市に置く。

「備考」

従たる事務所を置く組合にあっては、「この組合の事務所は」を「この組合の主たる事務所は」に改め、第２項として「従たる事務所は、○○県（都道府）○○郡○○村（町）又は○○市に置く。」を設けること。

（公告の方法）

第６条　この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

②　出資一口の金額の減少、合併又は組織変更をする場合には、官報に公告するものとする。

③　前項の公告の内容は、○○新聞に掲載するものとする。

④　第１項の規定による方法により公告をする場合には、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

１　出資一口の金額の減少、合併又は組織変更の公告　公告に定める異議を述べることができる期間を経過する日（ただし、当該期間は１月を下ることができない。）

２　前号に掲げる公告以外の公告　当該公告の開始後１月を経過する日

「備考」

(１)　電子公告を行う組合にあっては、第３項中「○○新聞に掲載する」を「電子公告により行う」に改め、第４項中「第１項の規定による方法」の後に「又は電子公告」を加えること。

(２)　第２項の公告をする場合に、知れている債権者に対して各別に催告する組合にあっては、第３項を削除し、第４項を第３項とし、本条の次に次の１条を加える。

第６条の２　出資一口の金額の減少、合併又は組織変更をする場合には、前条第２項に規定する官報の公告のほか、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

第２章　組合員

（組合員である資格）

第７条　この組合の組合員である資格を有する者は、次に掲げる者とする。

１　組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人

２　組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの

（加入）

第８条　組合員になろうとする者は、氏名、住所、引き受けようとする出資口数又は現物出資をしようとする森林若しくはその森林についての権利及び組合の営む事業に従事するかどうかを記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

②　組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、理事会の決議によって、その加入の諾否を決し、その旨を申込者に通知する。

③　組合は、前項の規定により加入を承諾する旨の通知を受けた申込者に出資の払込み又は現物出資をさせるとともに、遅滞なく組合員名簿に記載する。

④　申込者は、前項の規定による出資の払込み又は現物出資をすることによって組合員となる。

「備考」

加入金を徴収することを定めている組合にあっては、第４項中「出資の払込み又は現物出資」を「出資の払込み又は現物出資及び加入金の支払」に改めること。

（持分の譲渡制限）

第９条　組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

②　組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条の規定の例による。ただし、同条第３項の出資の払込み又は現物出資をさせない。

（相続加入）

第10条　組合員の相続人であって、組合員である資格を有する者（相続人であって組合員である資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された１人の相続人）が相続開始後90日以内に組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

（加入の承諾の停止）

第11条　この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日の２週間前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

「備考」

役員の選挙につき総会外選挙制を採る組合にあっては、「総会終了までの間」の次に「及び総会外選挙の期日の２週間前から選挙終了までの間」を加える。

（届出義務）

第12条　組合員は、その資格を失い、又は氏名若しくは住所に変更があったときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

（脱退）

第13条　組合員は、事業年度末の60日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。

②　組織変更を決議する総会に先立ってこの組合に書面により組織変更に反対の意思を通知した組合員は、組織変更の決議の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に脱退することができる。

「備考」

本項の通知又は請求について、電磁的方法により行うことを認める組合にあっては、「なお、書面による通知又は請求は、組合の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。」を追加する。

（除名）

第14条　組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の日の７日前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

１　出資の払込みその他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。

２　組合の事業を妨げる行為をしたとき。

３　法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

②　除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

第３章　出資及び積立金

（出資義務及び出資の最高限度）

第15条　組合員は、出資一口以上を持たなければならない。ただし○○口を超えることができない。

②　この組合に現物出資する組合員の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。

（出資一口の金額及び払込みの方法）

第16条　出資一口の金額は、金〇千円とし、全額一時払込みとする。

（出資口数の増加）

第17条　出資口数を増加しようとする組合員については、第８条第１項から第３項までの規定を準用する。

（出資口数の減少）

第18条　組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の決議を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができる。

第19条　この組合は、組合に加入する者（持分の譲受け（第10条の規定による持分の承継を含む。）によって加入した者を除く。）から加入金を徴収する。

②　前項の加入金に関する事項は、規約で定める。

「備考」

加入金を徴収しない組合にあっては、本条及び第22条第１項第２号を削ること。

（過怠金）

第20条　組合員が出資の払込みを怠ったときは、組合は、払込予定金額に対し払込期限の翌日から払込完了の日まで年14.6パーセントの割合で組合員から過怠金を徴収することができる。

（法定準備金）

第21条　この組合は、損失の塡補に充てるため、出資金の総額の２倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失のある場合には、これを塡補した後の残額。以下同じ。）の５分の１以上を法定準備金として積み立てなければならない。

（資本準備金）

第22条　この組合は、次の各号に掲げる金額を資本準備金として積み立てるものとする。

１　徴収した加入金の額

２　合併差益

３　減資差益

②　前項の資本準備金は、損失の塡補に充てるほか、取り崩してはならない。

（任意積立金）

第23条　この組合は、剰余金から任意積立金を積み立てることができる。

②　任意積立金は、損失の塡補又は、この組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の決議による場合は、この限りでない。

（職員退職給与引当金）

第24条　この組合は、職員退職給与規程の定めるところにより、毎事業年度職員退職給与引当金を引き当てる。

②　職員退職給与規程は、理事会の決議により定める。

（持分）

第25条　この組合の財産についての組合員の持分は、事業年度末において、次の標準により定める。

１　払込済出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払込済出資金とする。ただし、その財産が払込済出資金の総額より減少したときは、各組合員の出資額に応じて減額して算定する。

２　その他の財産については、その組合の解散の場合に限り算定するものとし、その算定の方法は、総会で定める。

②　持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で１円未満のものは切り捨てる。

（持分の払戻し）

第26条　組合員が脱退した場合には、前条第１項第１号の規定により算定した持分の払戻しをする。ただし、除名により脱退した場合には、同号の規定により算定した持分額の２分の１とする。

②　第13条第２項の規定により組合員が脱退する場合には、組織変更の日において、前条第１項各号の財産を合算した持分の全部の払戻しをする。

③　組合員が出資口数を減少した場合には、前条第１項第１号の規定により算定した持分額のうち減少した出資口数に応ずる持分額の払戻しをする。

④　脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は第１項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

第４章　役　職　員

（役員の定数）

第27条　この組合に、役員として理事〇人、監事〇人を置く。

（役員の選挙）

第28条　役員の選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところにより行う。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る場合にあっては、本条を次のように規定する。

（役員の選任）

第28条　役員の選任は、附属書役員選任規程の定めるところにより行う。

（組合長の選任）

第29条　理事は、組合長１人を互選するものとする。

（組合長の職務）

第30条　組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

②　理事は、あらかじめ互選により定めた順位に従い、組合長に事故があるときはその職務を代理し、組合長欠員のときはその職務を行う。

（理事会）

第31条　この組合の業務の運営につき、次に掲げる事項は、理事会において決する。

１　事業を運営するための具体的方針の決定に関する事項

２　総会の招集及び総会に付議すべき事項

３　役員及び総代の選挙に関する事項

４　固定資産の取得又は処分に関する事項

５　参事及び会計主任の任免に関する事項

６　職員の給与に関する事項

７　この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん

８　前各号のほか理事会において必要と認めた事項

②　理事会は、組合長が招集する。

③　理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、参事及び会計主任の任免は、全理事の過半数で決する。

④　組合長は、理事会の議長となる。

⑤　議長は、理事として理事会の議決に加わることができない。ただし、第３項ただし書の場合はこの限りでない。

⑥　理事会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

⑦　前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、森林組合法施行規則第112条に定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあっては、第１項第３号を「役員の選任及び総代の選挙に関する事項」に改めること。

（監事の職務）

第32条　監事は、少なくとも毎事業年度２回組合の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

②　監事は、前項の監査の結果につき理事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。

③　監査についての細則は、監事がこれを定める。

④　前項の細則は、総会の決議を経なければならない。

（役員の責任）

第33条　役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

②　役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

③　役員がその職務を行うについて、悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

④　前２項の行為が理事会の決議に基づいてなされたときは、その決議に賛成した理事はその行為をしたものとみなす。

⑤　前項の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめなかった者は、その決議に賛成したものと推定する。

⑥　役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（役員の改選請求）

第33条の２　組合員は、総組合員の５分の１以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

②　前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

③　第１項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

④　第１項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

⑤　第３項の書面の提出があったときは、理事は、総会の日の１週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

⑥　第１項の規定による請求につき第４項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

「備考」

第１項中「５分の１」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

（役員の任期）

第34条　役員の任期は、就任後３年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。

②　補欠選挙及び再選挙並びに法第100条第２項で準用する法第52条及び法第113条第２項の規定による改選により就任した役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

③　前項の規定による就任が、役員の全員に係るときは、その任期は前項の規定にかかわらず、就任後３年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。

④　役員の数が、その定員を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあっては、第２項及び第４項中「選挙」を「選任」に改める。

（役員の報酬）

第35条　役員の報酬その他の給与は、総会の決議によって定める。

（参事及び会計主任）

第36条　この組合に参事及び会計主任各１人を置くことができる。

②　参事は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を、誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

③　会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務に従事し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管並びに金銭の出納及び保管の責めに任ずる。

④　組合員は、総組合員の10分の１以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

⑤　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

⑥　第４項の規定による請求があったときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

⑦　理事は、前項の可否を決する日の１週間前までに当該参事又は会計主任に第５項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

「備考」

第４項中「10分の１」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

（連合会の行う監査への協力）

第37条　理事は、○○森林組合連合会からその監査の対象とする旨の通知を受けたときは、監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たってはこれに協力しなければならない。

②　理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、○○森林組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

「備考」

連合会に加入していない組合にあっては、本条を削ること。

第５章　総　会

（総会の招集）

第38条　理事は、毎事業年度１回〇月又は〇月に通常総会を招集する。

②　理事は、次に掲げる場合に臨時総会を招集する。

１　理事が必要と認めたとき。

２　組合員がその５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

３　第33条の２第１項の規定により役員の改選を請求したとき。

③　前項第２号又は第３号の場合には、理事は、請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

④　監事は、次に掲げる場合には総会を招集しなければならない。

１　理事の職務を行うものがいないとき又は理事が第２項第２号又は第３号の請求があっても正当な理由がないのに招集の手続をとらないとき。

２　監事が財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

「備考」

(１)　第１項中「〇月又は〇月」には連続する２月を規定すること。

(２)　第46条の２で電磁的方法により議決権を行うことを定める組合で第２項の請求について電磁的方法により行うことを認めるものにあっては、第４項を第６項とし、第３項の次に次の２項を加えること。

④　組合員は、第２項第２号による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提供することができる。

⑤　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

(３)　第２項第２号中「５分の１」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

（総会の招集手続）

第39条　総会を招集する場合には、理事の過半数の決議により次に掲げる事項を定めなければならない。

１　総会の日時及び場所

２　総会の目的である事項があるときは、その事項

３　次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ　役員の選任

ロ　役員の報酬等

ハ　事業譲渡

ニ　定款の変更

ホ　合併

ヘ　組織変更

②　総会を招集するには、理事は、その総会の日の10日前までに、書面をもってその通知を発しなければならない。ただし、組織変更を決議する総会を招集するには、その総会の２週間前までにこれを行うものとする。

③　前項の通知には、第１項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

「備考」

(１)　総会の招集を電磁的方法により通知する場合にあっては、第３項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改め、同項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

③　理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(２)　書面をもって議決権を行うことができる旨を第46条の２〔書面による議決権の行使〕に規定する場合は、第１項第３号を次のように改める。

３　総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条等に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）

また、第３項を次のように改める。

③　前項の通知には、第１項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

１　各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

２　１人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

３　議決権の行使の期限

（注）

総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、本条に次の１項を加える。

④　総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による書類及び書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、これらの書類を当該組合員に交付しければならない。

(３)　第46条の２〔書面による議決権の行使〕の規定において、書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法による行使を認めることを規定した場合にあっては、第１項第３号を次のように改める。

３　総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条等に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）

また、第３項を次のように改める。

③　前項の通知には、第１項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

１　各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

２　１人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

３　議決権の行使の期限

（注）

(１)　総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第１項に次の１号を加える。

４　書面による総会の招集の通知に代えて電磁的方法による通知を発することを承諾した組合員の請求があったときに、当該組合員に対して議決権行使書面の交付（議決権行使書面の交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

また、本条に次の２項を加える。

④　総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、総会参考書類を当該組合員に交付しなければならない。

⑤　総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

(２)　第46条の２において議決権を重複して行使した場合の取扱に関する事項を定めない場合は、第１項第３号の次に次の１号を加える。

４　１人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

(４)　電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を第46条の２〔電磁的方法による議決権の行使〕に規定する場合は、第１項第３号を次のように改める。

３　総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条等に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）

また、第３項を次のように改める。

③　前項の通知には、第１項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

１　各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

２　１人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

３　議決権の行使の期限

（注）

(１)　総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、本条に次の２項を加える。

④　総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、総会参考書類を当該組合員に交付しなければならない。

⑤　総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

(２)　第46条の２において議決権を重複して行使した場合の取扱に関する事項を定めない場合は、第１項第３号の次に次の１号を加える。

４　１人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

（総会の定足数）

第40条　総会は、組合員の２分の１以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。

②　前項に規定する組合員の出席がないときは、理事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き決議することができる。ただし、第45条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項については、この限りでない。

（総会の決議事項）

第41条　次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

１　定款の変更

２　規約の設定、変更又は廃止

３　毎事業年度の事業計画の設定又は変更

４　毎事業年度内における借入金の最高限度

５　事業の全部の譲渡又は第２条第１項第１号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡

６　事業報告等（事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。）

７　森林組合若しくは森林組合連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。

８　森林組合若しくは森林組合連合会への加入又は森林組合若しくは森林組合連合会からの脱退

９　この組合が加入している森林組合又は森林組合連合会の合併について同意すること。

10　農林中央金庫への加入又はこれからの脱退

11　この組合の事業を行うため必要がある場合において会社の株式を取得し、又は会社若しくは団体（森林組合、森林組合連合会及び農林中央金庫を除く。）に対し出資若しくは出えんをすること。

12　その他理事会において必要と認める事項

②　前項第10号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

（緊急議案）

第42条　総会においては、出席した組合員の３分の２以上の同意を得たときに限り、第39条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても決議することができる。ただし、第45条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項はこの限りでない。

「備考」

役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあっては、本条ただし書中「第45条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項」の次に「及び役員の選任（第33条の２及び法第113条第２項の規定による改選を除く。）」を加えること。

（議長の選任）

第43条　総会の議長は、出席した組合員のうちから組合員が選任する。

（議事）

第44条　総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

②　議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

（特別決議事項）

第45条　次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の３分の２以上の多数で決しなければならない。

１　定款の変更

２　解散又は合併

３　組織変更

４　組合員の除名

５　事業の全部の譲渡又は第２条第１項第１号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡

「備考」

本文中出席組合員数の割合を半数を上回る割合に定める場合はその割合を、出席者の議決権の割合を３分の２を上回る割合に定める場合にあってはその割合を記載する。

（組合員の議決権）

第46条　組合員は、それぞれ１個の議決権を有する。

「備考」

(１)　総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条に次の９項を加える。

②　組合員は、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。

③　前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

④　第２項の代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

１　組合員

２　組合員と同じ世帯に属する成年者

⑤　代理人は、４人以下の組合員を代理することができる。

⑥　代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

⑦　組合は、総会の日から３月間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

⑧　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

⑨　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（注）

代理権を証する書面の提出に代えて電磁的方法による証明を認める組合にあっては、第７項から第９項までを次のように改める。

⑦　代理人は、前項の書面の提出に代えて、組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

⑧　組合は、総会の日から３月間、代理権を証明する書面及び前項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

⑨　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

１　代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

２　前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

本条に次の１項を加える。

⑩　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第２号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第２号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(２)　総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条の次に次の１条を加える。

（書面による議決権の行使）

第46条の２　組合員は、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができる。

②　前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

③　第１項の規定によって書面による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。

④　提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。

⑤　組合は、総会の日から３月間、第３項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

⑥　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、第３項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

⑦　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が第３項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、第３項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（注）

書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合にあっては、第４項から第７項までを次のように改める。

④　組合員は、第１項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、組合の承諾を得て、議決権を電磁的方法により行うことができる。

⑤　前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提供して行わなければならない。

⑥　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。

⑦　提出された議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。

本条に次の３項を加える。

⑧　組合は、総会の日から３月間、第３項の規定により提出された議決権行使書面又は第５項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

⑨　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

１　第３項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求

２　第８項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

⑩　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が第３項の規定により提出された議決権行使書面又は第５項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、第３項の規定により提出された議決権行使書面又は第５項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

〔参考〕

一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項を定款で定めるときは、各組合において、その取扱を第６項の次に次の１項を加えて規定する。

（記載例）

・最後に議決権行使したものを有効とする。

・最初に議決権行使したものを有効とする。

・当該議決権行使を無効とする。

(３)　総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条の次に次の１条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）

第46条の２　組合員は、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合の承諾を得て、電磁的方法をもって議決権を行うことができる。

②　前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

③　第１項の規定によって電磁的方法による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。

④　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。

⑤　提供された議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。

⑥　組合は、総会の日から３月間、第３項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

⑦　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

⑧　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

〔参考〕

一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項を定款で定めるときは、各組合において、その取扱を第４項の次に次の１項を加えて規定する。

（記載例）

・最後に議決権行使したものを有効とする。

・最初に議決権行使したものを有効とする。

・当該議決権行使を無効とする。

（総会議事録の作成）

第47条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

１　総会が開催された日時及び場所

２　総会の議事の経過の要領及びその結果

３　総会に出席した役員の氏名

４　総会の議長の氏名

５　議事録を作成した理事の氏名

第６章　総　代　会

（総代会）

第48条　この組合は、総会に代わるべき総代会を設ける。ただし、総代会においては、総代の選挙及び解散、合併又は組織変更の決議をすることができない。

②　総代会において既に決議した事項について総会において更にこれを決議することができる。この場合において、総代会と異なる決議をしたときは、以後総会の決議に従う。

「備考」

総代会において役員の選出等をさせない組合にあっては、第１項中「総代の選挙及び解散、合併又は組織変更の決議」の次に、その総代会に行わせない事項を加えること。

（総代会の組織）

第49条　総代会は、総代によって組織する。

（総代の定数）

第50条　総代の定数は○名とし、組合員が組合員のうちから選挙する。

（総代の選挙）

第51条　総代の選挙については、附属書総代選挙規程の定めるところにより行う。

（総代の任期）

第52条　総代の任期は３年とする。

②　附属書総代選挙規程第23条の規定による再選挙により就任した総代の任期及び同規程第25条の規定により定数の補充によって就任した総代の任期は、現任者の残りの期間とする。

（総会の規定の準用）

第53条　総代会には、この章に定めるもののほか、総会に関する規定を準用する。

「備考」

総会において代理人をもって議決権を行うことができる旨を第46条に規定する場合は、本条に後段として「この場合において、第46条第４項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の組合員」と、同条第５項中「４人以下」とあるのは「１人」と読み替えるものとする。」を加える。

「備考」

総代会を置かない組合にあっては、第６章を削り、第31条第１項第３号中「及び総代」を削ること。

第７章　事業の執行及び会計

（事業年度）

第54条　この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

（余裕金運用の制限）

第55条　この組合の余裕金は、次に掲げる目的以外の目的には運用することができない。

１　信用事業を行う協同組合若しくはその連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫への預け金

２　国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得

３　特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

４　銀行又は信託会社への金銭信託（元本補てん及び利益補足の契約があるものに限る。）

５　貸付信託の受益証券の取得

（預入れ先銀行及び金融債券等の種類）

第56条　次に掲げる事項は、毎事業年度総会の決議を経なければならない。

１　前条第１号の規定により預入れを行う協同組合若しくはその連合会、銀行又は信用金庫

２　前条第２号の規定により取得する農林中央金庫以外の金融機関の発行する債券の種類

３　前条第３号の規定により取得する債券の種類

４　前条第４号の規定による信託銀行又は信託会社

５　前条第５号の規定により取得する証券の種類

（規約）

第57条　次に掲げる事項は、この定款に定めるものを除いて規約で定める。

１　総会、総代会及び理事会に関する規定

２　業務の執行及び会計に関する規定

３　役員に関する規定

４　組合員に関する規定

５　その他定款の実施に関し必要な規定

「備考」

総代会を置かない組合にあっては、第１号中「、総代会」を削ること。

第８章　剰余金の処分及び損失の処理

（剰余金の処分）

第58条　剰余金から、法定準備金に積み立てるべき金額及び任意積立金を積み立てる場合にあってはその金額を差し引き、なお残余があるときは、払込済出資額に対する配当金、事業に従事した程度に対する配当金又は繰越金とする。

（配当）

第59条　出資額に応ずる配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は年10パーセント以内とする。

②　事業に従事した程度に応ずる配当は、事業年度内において組合の営む事業に従事した日数のほか、労務の内容に応じて行うものとする。

③　第25条第２項の規定は、配当金の計算に準用する。

（損失の塡補）

第60条　損失は、任意積立金、資本準備金及び法定準備金の順序により塡補する。

　　（別表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 出資の目的  である財産 | 価　　額 | 出資口数 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |

附　則

この定款は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。

「参考」

生産組合の組合員資格を制限することとなる場合の経過措置

この定款の変更の際、現にこの組合の組合員である者でこの定款の変更によりこの組合の組合員たる資格を有しなくなったものは、第７条第２号に掲げる資格を有する者とみなす。

附属書　生産森林組合役員選挙規程例

　 （被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１　未成年者

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

４　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（選挙の期日）

第２条　役員の任期の満了による選挙は、役員の任期が終わる日の60日前の日以後にこれを行う。

②　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

（選挙通知及び公告）

第３条　組合長は、選挙期日の10日前までに役員の選挙を行うべき旨の通知状に、投票開始の時刻、投票所、選挙する理事又は監事の数及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数を記載し、これを組合員に送付するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

「備考」

総会外選挙制を採る組合にあっては、

(１)　「投票開始の時刻、」の次に「投票終了の時刻、」を加えること。

(２)　投票区を設ける組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

（投票区）

第４条　この組合は、理事会が必要あると認めるときは、次の投票区を設けることができる。

第１区　○○

第２区　○○

②　投票区ごとに１投票所を置く。

（立候補の届出）

第４条　組合員でない者は、自ら役員の候補者となり、又は役員の候補者を推薦することができない。

②　組合員が役員の候補者となろうとするときは、選挙の公告のあった日から選挙期日の３日前までに、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

③　組合員が他人を役員の候補者としようとするときは、前項の期間内に組合に対し、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。

④　理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができない。

⑤　この組合は、役員の候補者となった者の住所、氏名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示しなければならない。

⑥　役員の候補者は、選挙期日の前日までに文書をもって組合に届け出ることにより候補者であることを辞することができる。

⑦　第３項の規定により他人を役員の候補者として推薦した者は、選挙期日の前日までに、文書をもって組合に届け出てこの推薦を取り消すことができる。この場合には、本人の承諾を得なければならない。

⑧　第５項の公告のあった日以後において前２項の届出があった場合には、組合は、直ちにこの旨を公告するものとする。

（選挙管理者及び選挙立会人）

第５条　組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、組合員のうちから選挙管理者１人及び選挙立会人３人を指名する。

②　役員の候補者は、選挙管理者又は選挙立会人になることができない。

③　選挙立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は組合員のうちから選挙立会人を３人に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立会わせなければならない。

「備考」

総会外選挙制を採り、かつ、投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人３人」の次に「及び投票区ごとに、投票管理者各１人、投票立会人各３人」を加え、第２項中「選挙管理者又は選挙立会人」を「選挙管理者、投票管理者、選挙立会人又は投票立会人」に改め、第３項中「選挙立会人」の次に「又は投票立会人」を加えること。

（選挙管理者の職務）

第６条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、選挙立会人の意見を聴いてその投票の効力を決定し、各人の得票数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人ともに、これに署名しなければならない。

「備考」

投票管理者及び投票立会人を設ける組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

（投票管理者の職務）

第６条の２　投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作成して、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（選挙録の保存）

第７条　選挙録は、投票と併せて当該選挙に係る役員の在任期間中組合において保存しなければならない。

「備考」

投票録を作成する組合にあっては、「選挙録」の次に「及び投票録」を加えること。

（選挙実施の要件）

第８条　投票票数が総選挙権者数の５分の１に満たないときには、その選挙は、無効とする。この場合には速やかに再選挙を行わなければならない。

（投票）

第９条　投票は、無記名投票によって行う。

②　投票は、理事及び監事ごとに、組合員１人につき１票とし、組合員自ら投票しなければならない。

第10条　選挙管理者は、投票しようとする選挙人が本人であるか否かを、組合員名簿の記載その他によって確認しなければならない。

②　投票用紙は、選挙の当日投票所において、組合員に交付する。

③　選挙人は、自ら前項の投票用紙に候補者の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

④　投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は、１人とする。

⑤　第３条により公告した投票開始の時に総会に出席していない者は、投票することができない。

「備考」

(１)　投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙管理者」を「投票管理者」に改めること。

(２)　立候補制を採らない組合にあっては、第３項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

(３)　投票につき連記制を採る組合にあっては、第４項を次のように規定する。

④　投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は、それぞれ当該選挙において選挙する理事又は監事の数の２分の１の数とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、この場合において、選挙する理事又は監事の数が１人であるときは、１人とする。

(４)　総会外選挙制を採る組合にあっては、第４項の次に次の１項を加える。

⑤　投票開始の時刻は７時とし、投票終了の時刻は午後５時とする。

（投票の拒否）

第11条　投票の拒否は、選挙立会人の意見を聴き、選挙管理者が決定する。

「備考」

(１)　投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人」及び「選挙管理者」を、それぞれ「投票立会人」及び「投票管理者」に改めること。

(２)　総会外選挙制を採る組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

第12条　開票所は、この組合の事務所又は選挙管理者の指定する場所に設ける。

②　開票は、投票の当日（又はその翌日）に行う。

（無効投票）

第12条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　候補者の何人であるかを確認することが困難な氏名を記載したもの

４　候補者でない者の氏名を記載したもの

５　候補者の氏名を自書しないもの

６　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に役員である者の氏名を記載したもの

７　１票中に２名以上の候補者の氏名を記載したもの

「備考」

(１)　投票につき連記制を採る組合にあっては、本条を次のように規定すること。

（無効投票）

第12条　次の各号に掲げる投票は無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　１票中に第10条第４項の規定による投票用紙に記載すべき候補者の数を超える数の氏名を記載したもの

②　次の各号に掲げる記載は、無効とする。

１　候補者の何人であるかを確認することが困難な氏名

２　候補者でないものの氏名

３　自書していない候補者の氏名

４　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は既に役員となっている者の氏名

(２)　立候補制を採らない組合にあっては、本条中（備考を含む。）「候補者」を「被選挙人」に、「候補者でないもの」を「被選挙権のないもの」に改めること。

（当選者の決定）

第13条　得票数多数の者をもって当選者とする。ただし、選挙すべき役員の定数で選挙される者の得票の総数を除して得た数の６分の１以上の得票がなければならない。

②　当選者を定めるに当たり、得票数同一のものについては、選挙管理者が選挙立会人立会の上、くじで定める。

③　第４条の規定による届出のあった理事又は監事の候補者の数がその選挙において選出すべき理事又は監事の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票を行わない。

④　前項の場合には選挙管理者は、直ちにその旨を公告しなければならない。

⑤　第３項の場合には、その候補者をもって当選者とする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第３項から第５項までを削ること。

（当選の通知、公告と諾否の決定）

第14条　当選者が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の住所、氏名及び理事又は監事の別を公告し、その日のうちに当選者から就任承諾を得なければならない。ただし、当選者から当選を辞する旨の届出があった場合その他やむを得ない事由により期限内に承諾を得ることができない場合は、この限りでない。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、次の１項を加えること。

②　理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、前条第１項の規定により同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者は、少なくともその一方につき当選を辞退しなければならない。

（当選者の繰上補充）

第15条　当選者が当選を辞したとき、被選挙権がなくなったとき又は死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第13条の例によって当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、前条の規定を準用する。

（就　任）

第16条　選挙管理者は、第14条（前条第２項及び第17条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当選者が定まった日の翌日当選者の住所及び氏名を公告しなければならない。

②　当選者は、前項の公告があった時に、役員に就任するものとする。

③　第１項の公告の時が、現任役員の任期満了前であるときは前項の規定にかかわらず、第20条の規定による補欠選挙又は法第52条の規定による選挙の場合を除き、その任期満了のときに就任する。

（当選取消しの場合の当選人の繰上げ補充）

第17条　法第115条〔決議、選挙及び当選の取消し〕の規定により当選の取消しがあったときは、組合長は、直ちに第13条の例により当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、第14条の規定を準用する。

（再選挙）

第18条　役員の定数に足る当選者を得ることができないとき、又は法第115条〔決議、選挙及び当選の取消し〕の規定による選挙若しくは当選の取消しの請求の結果当選者がなくなり、若しくは当選者が役員の定数に達しなくなったときは、前条の規定により当選者を定めることができるときを除き、組合は、できる限り速やかに、その不足の員数につき再選挙を行わなければならない。

（欠員の場合の繰上補充）

第19条　選挙後６月以内に役員の欠員が生じた場合において、第13条第１項の規定の適用を受けた得票者で当選者とならなかった者があるときは、組合長は、第13条の例によって、その者のうちから当選者を定めなければならない。

②　前項の場合には、第14条から第16条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第20条　役員の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により、当選者を定めることのできる場合を除き、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事又は監事のそれぞれの定数の３分の１以下であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前４月以内であるときは、この限りではない。

附属書　生産森林組合役員選挙規程例の特例

役員の選挙（総会における選挙に限る。）において書面又は代理人による選挙権の行使を認める生産森林組合にあっては、附属書生産森林組合役員選挙規程例の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（加入の承諾の停止の特例）

第２条の２　この組合は、定款第11条の規定にかかわらず、定款第10条の規定による加入の場合を除き、役員の選挙に係る総会（総代会）の日の20日前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

　第３条から第５条を次のように改める。

（選挙通知）

第３条　組合長は、選挙期日の10日前までに役員の選挙を行うべき旨の通知状に、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻、投票所、選挙する理事又は監事の数並びに候補者の氏名、生年月日及び略歴（候補者が確定していない場合は、候補者の公告方法及び場所）を記載し、これを組合員に送付しなければならない。

②　組合長は、前項の通知に際して、理事及び監事ごとに候補者の氏名を記載する欄、選挙権の行使の期限及び書面で投票する場合の方法を記載した選挙権行使書面（以下「選挙権行使書面」という。）を交付しなければならない。

「備考」

投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙管理者」の次に「及び投票管理者」を加え、本条の次に次の１条を加えること。

（投票区）

第４条　この組合は、理事会が必要あると認めるときは、次の投票区を設けることができる。

第１区　○○

第２区　○○

②　投票区ごとに1投票所を置く。

（選挙管理者等）

第４条　組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、組合員のうちから選挙管理者１人及び選挙立会人３人を指名する。

②　選挙立会人が３人に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は組合員のうちから選挙立会人を３人に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立会わせなければならない。

「備考」

投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人３人」の次に「並びに投票区ごとに、投票管理者各１人及び投票立会人各３人」を加え、第２項中「選挙立会人」の次に「又は投票立会人」を加えること。

（選挙管理者の職務）

第５条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、選挙立会人の意見を聴いてその投票の効力を決定し、各人の得票数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人ともに、これに署名しなければならない。

「備考」

　投票管理者及び投票立会人を設ける組合にあっては、本条の次に次の１条を加えること。

（投票管理者の職務）

第５条の２　投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作成して、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第７条の見出しを「（選挙禄等の保存」」に改め、同条を第６条とし、同条の次に次の１条を加える。

（立候補の届出）

第７条　この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を正組合員に通知する日の前日までの間の５日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに公告するとともに、組合員に到達するよう通知するものとする。

②　組合員でない者は、自ら役員の候補者となり、又は役員の候補者を推薦することができない。

③　組合員が役員の候補者となろうとするときは、第１項の期間の末日までに、その旨を書面で選挙管理者に届け出なければならない。この場合において、届出の書面には、住所、氏名、生年月日及び理事等の別並びに略歴を記載した書面を添付しなければならない。

④　組合員が他人を役員の候補者として推薦しようとするときは、前項の期間内に選挙管理者に対し、候補者本人（以下この条において「本人」という。）の住所、氏名、生年月日及び理事等の別並びに略歴を記載した書面とともに、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。

⑤　理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができない。

⑥　選挙管理者及び選挙立会人は、役員の候補者となることができない。

⑦　選挙管理者は、役員の候補者となった者の住所、氏名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を第３項の期間の経過後選挙期日の10日前までの間に公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

⑧　役員の候補者が立候補を辞退し、又は第４項の規定により役員の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退した者又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文書で選挙管理者に届け出なければならない。

⑨　第７項の規定による公告がなされた後は、役員の候補者又は役員の候補者を推薦した者は、立候補を辞退し、若しくは推薦の承諾を取り消し、又はその推薦を取り消すことができない。

「備考」

(１) 立候補制を採らない組合にあっては、本条を削ること。

(２) 投票管理者及び投票立会人を設ける組合にあっては、第６項中「選挙管理者及び選挙立会人」を「選挙管理者、選挙立会人、投票管理者及び投票立会人」と改める。

第８条を次のように改める。

（選挙実施の要件）

第８条　選挙は、組合員の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。この場合において、第10条の２及び第10条の３の規定により書面をもって選挙権を行う者並びに第10条の６の規定により代理人をもって選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

第９条第２項中「１票とし、」の次に「投票用紙をもって」を加える。

第10条第１項中「否か」の次に「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を加え、同条第５項中「第３条」を「第３条１項」に改め、「公告」を「通知」に改め、同項を第４項とする。

第10条の次に次の５条を加える。

（書面による選挙権の行使）

第10条の２　組合員は、書面をもって選挙権を行うことができる。

第10条の３　組合員は、書面をもって選挙権を行うときは、第10条第２項の規定にかかわらず、投票用封筒（（甲）及び（乙）の２種とする。）を用意し、第３条第２項の選挙権行使書面に候補者の氏名を自署し、これを投票用封筒（乙）に封入し、加えて、その投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入し、その所定の欄に署名し、投票用紙在中と記載の上、選挙期日の前日の業務時間の終了時（理事会が特定の時（選挙期日の日より前であって、第３条第１項の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めたときはその時）までに選挙管理者に提出しなければならない。

②　組合員は、前項の規定により選挙権行使書面を投票用封筒（乙）に封入する場合には、同項の選挙権行使書面以外のものを封入してはならない。

③　組合員は、投票用封筒（乙）には、何も記載し、又は添付してはならない。

④　組合員は、第１項の規定により投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入する場合には、同項に規定する選挙権行使書面を封入した投票用封筒（乙）以外のものを封入してはならない。

⑤　選挙管理者は、第１項の規定により投票用封筒（甲）が提出されたときは直ちにこれを開封し、封入されていた投票用封筒（乙）を選挙期日の当日まで誠実に保管しなければならない。

⑥　提出された選挙権行使書面の取扱に関する事項は、役員選挙投票の公正が確保されるよう規約で定める。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第１項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

第10条の４　選挙管理者は、総会に出席した組合員の投票が終了したときは、選挙立会人立会の上、前条の投票用封筒（乙）を開封し、直ちに封入されていた選挙権行使書面を投票箱に入れなければならない。ただし、第11条の規定により投票を拒否する場合は、この限りでない。

第10条の５　組合は選挙の日から３月間、提出された投票用紙及び選挙権行使書面を主たる事務所に備えて置かなければならない。

②　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

③　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（代理人による選挙権の行使）

第10条の６　組合員は、代理人をもって選挙権を行うことができる。

②　前項の規定により組合員が選挙権を行わせようとする代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

１　組合員

２　その組合員と同じ世帯に属する成年者

③　代理人は、５人以上の組合員を代理することができない。

④　代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

⑤　第10条及び第10条の５の規定は、第１項の規定により代理人をもって選挙権を行う場合に準用する。この場合において、「投票しようとする選挙人が本人であるか否か」とあるのは「当該代理に係る本人が組合員であるか否か」と、第10条の５中「投票用紙」とあるのは「代理権を証する書面」と読み替えるものとする。

第11条の「備考」を次のように改める。

「備考」

投票区を設ける組合にあっては、第１項中「選挙立会人」及び「選挙管理者」を、それぞれ「投票立会人」及び「投票管理者」に改めること。

第13条第３項中「第４条」を「第７条」に改める。

附属書　生産森林組合役員選任規程例

（被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１　未成年者

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

４　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（選任の期日）

第２条　役員の任期の満了による選任は、役員の任期の終わる日の通常総会において行う。

②　第10条の規定による再選任又は第11条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

（決議）

第３条　役員は、総会の決議によって選任する。

「備考」

定款において書面又は代理人をもって議決権を行うことができる旨を定める組合は、本条に次の１項を加える。

②　組合員は、定款第46条又は第46条の２の規定にかかわらず、前項の規定による役員の選任については、書面又は代理人をもって議決権を行うことができない。

（議案及び推薦会議）

第４条　役員の選任に関する議案は、組合長が総会に提出する。

②　組合長は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

③　第１項の議案は、推薦会議において推薦された候補者について作成しなければならない。

④　推薦会議は、別表に掲げる区域ごとに、その区域に所属する組合員を代表する者として選ばれた同表に掲げる人数の組合員をもって構成する。

⑤　組合員の所属区域は、組合員の住所によって定め、それによることができないときは理事会でこれを定める。

（候補者の承諾）

第５条　推薦会議が、役員の候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得なければならない。

（投票）

第６条　第３条第１項の決議は、無記名投票によって行う。

②　前項の投票は、自ら所定の投票用紙に賛否を記入し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

③　組合員は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他によりその資格を明らかにしなければならない。

（開票）

第７条　議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総会において選任した立会人３人以上の立会の上投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を報告しなければならない。

②　役員の候補者となっている者は、前項の立会人となることができない。

（無効投票）

第８条　次の各号に掲げる投票は無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　賛否のほか他事を記載したもの

３　賛否の確認ができないもの

（被選任者の決定、就任）

第９条　役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、かつ、被選任者の住所、氏名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

②　被選任者は、前項の規定による公告があった時に、役員に就任する。

③　第10条若しくは第11条の選任、法第100条第２項において準用する法第52条の改選又は法第115条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、前項の規定による公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に就任する。

（再選任）

第10条　役員の選任に関する議案が総会において否決された場合、被選任者が、第１条各号のいずれかに該当することになった場合、若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第115条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合において、その時期が就任前であるときは、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

（補欠選任）

第11条　役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が役員の各定数の３分の１以下であるとき、又は役員に欠員を生じたときが役員の任期満了前４月以内であるときは、この限りでない。

（別表）

　 推薦会議の選任区域

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　域 | 人　数 |
| 〇〇町〇〇の区域 | 〇人 |
| 〇〇村〇〇の区域 | 〇人 |
| ・・　・・　・・ |  |
| この組合の区域全体 | 〇人 |

「備考」

推薦会議の構成員は、「区域」によるほか、組合員組織等組合員を適正に代表し得る区分ごとに選出することができる。この場合においては、第４条第４項及び別表中「区域」を「区域又は区分」と改めること。

附属書　生産森林組合役員選任規程例の特例

役員の選任の決議において書面又は代理人による議決権の行使を認める生産森林組合にあっては、附属書生産森林組合役員選任規程例の一部を次のように改正する。

第３条第２項を次のように改める。

②　役員の選任に係る総会招集の通知は、総会の10日前までに発し、総会に提出すべき役員の選任に関する議案を示して行うものとする。

第３条第２項の次に次の３項を加える。

③　前項の通知に際して、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

１　理事の選任に関する議案

イ　候補者の氏名、生年月日及び略歴

ロ　就任の承諾を得ていないときは、その旨

ハ　候補者と組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

ニ　候補者が現に組合の理事であるときは、当組合における地位及び担当

２　監事の選任に関する議案

イ　候補者の氏名、生年月日及び略歴

ロ　組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

ハ　就任の承諾を得ていないときは、その旨

ニ　監事が、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を提出することを請求したことにより提出されたものであるときは、その旨

ホ　総会において、監事の選任について、監事の意見があるときは、その意見の内容の概要

④　第２項の通知に際して、候補者の選任についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄、議決権の行使の期限及び書面で議決権行使する場合の方法を記載した議決権行使書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

⑤　第１項の決議は、組合員の２分の１以上が出席しなければ行うことができない。この場合において、定款第46条の規定により代理人をもって議決権を行う者並びに第46条の２及び第６条の２の規定により書面をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

第６条第３項の次に次の１項を加える。

④　代理人は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載その他により当該代理に係る本人の組合員資格を明らかにしなければならない。

第６条の次に次の２条を加える。

（書面による議決権行使）

第６条の２　組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行うときは、前条第２項の規定にかかわらず、定款第46条の２第３項の規定により役員の選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに、この組合に提出しなければならない。

②　提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、役員選任投票の公正が確保されるよう規約で定める。

第６条の３　組合は総会の日から３月間、第６条の規定により提出された投票用紙及び前条の規定により提出された議決権行使書面を主たる事務所に備えて置かなければならない。

②　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

③　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、前項の投票用紙及び議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

「備考」

総代会制を採用している組合の場合は、この規程中「総会」を「総代会」、「組合員」を「総代」と読み替えること。

附属書　生産森林組合総代選挙規程例

（被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

１　未成年者

２　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

３　森林組合法、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

４　前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

（選挙の期日）

第２条　総代の任期の満了による選挙は、総代の任期が終わる日の７日前までに行う。ただし、総代の任期の終わる日の60日以上前であってはならない。

②　第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から30日以内に行う。

（選挙区等）

第３条　総代の選挙は、選挙区ごとに行う。

②　選挙区の区分及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、別表のとおりとする。

③　組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する組合員は、その者が指定して組合に届け出た選挙区（当該届出がないときは組合が指定した選挙区）において投票権を有する。

（選挙の通知及び公告）

第４条　組合長は、選挙の期日の10日前までに、総代の選挙を行うべき旨の通知状に投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所及び選挙区ごとの選挙する総代の数を記載し、これを組合員に送付するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

「備考」

投票につき連記制を採る組合にあっては、「及び選挙区ごとの選挙する総代の数」を「並びに選挙区ごとの選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数」に改めること。

（立候補の届出）

第５条　組合員でない者は、自ら総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。

②　総代に立候補しようとする者は、選挙の公告のあった日から選挙期日の３日前までに、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

③　総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

④　この組合は、総代の候補者となった者の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を選挙期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に公示しなければならない。

⑤　総代の候補者が立候補を辞退し、又は第３項の規定により総代の候補者を推薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退し、又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文書でこの組合に届け出なければならない。

⑥　第４項の公告のあった日以後において前項の規定による届出があった場合には、この組合は、直ちにその旨を公告するものとする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、本条を削ること。

（選挙管理者等）

第６条　組合長は、選挙ごとに、理事会の決議により本人の承諾を得て、組合員のうちから選挙管理者、投票管理者及び開票管理者各１人（投票管理者及び開票管理者にあっては、選挙区ごとに各１人）を指名する。

②　選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

③　総代の候補者は、選挙管理者、投票管理者又は開票管理者になることができない。

（選挙管理者の職務）

第７条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、開票管理者から第９条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票管理者の職務）

第８条　投票管理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作成して投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

②　投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

（開票管理者の職務）

第９条　開票管理者は、開票に関する事務を担任し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作成して開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

②　第６条第２項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねた場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

（選挙録等の保存）

第10条　選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて当該選挙に係る総代の在任期間中、この組合において保存しなければならない。

（選挙立会人等）

第11条　組合長は、選挙ごとに、理事会の同意を得て、組合員のうちから選挙立会人、投票立会人及び開票立会人各３人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各３人）を指名する。この場合には、選挙期日の３日前までに本人に通知し、その承諾を得なければならない。

②　選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

③　総代の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

④　選挙立会人、投票立会人又は開票立会人が各３人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各３人）に達しないとき、又は達しなくなったときは、組合長は、組合員のうちから選挙立会人、投票立会人又は開票立会人を各３人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごとに各３人）に達するまで指名し、直ちにこれを本人に通知して、選挙に立ち会わせなければならない。

（選挙の方法）

第12条　投票は、無記名投票によって行う。

②　投票は、組合員１人につき１票とし、組合員自ら投票しなければならない。

（投票所）

第13条　投票所は、選挙区ごとに投票管理者の指定する場所に設ける。

（投票）

第14条　投票管理者は、投票しようとする選挙人が本人であるか否かを、組合員名簿の記載その他によって確認しなければならない。

②　投票用紙は、選挙の当日投票所において、組合員に交付する。

③　選挙人は、自ら前項の投票用紙に候補者の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

④　投票用紙に記載する選挙すべき総代の数は、１人とする。

⑤　投票開始の時刻は午前７時とし、投票終了の時刻は午後５時とする。

「備考」

(１) 立候補制を採らない組合にあっては、第３項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

(２) 投票につき連記制を採る組合にあっては、第４項を次のように規定すること。

④　投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、選挙区ごとにそれぞれ当該選挙において選挙する総代の数の〇分の１とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、選挙する総代の数が１人のときは、１人とする。

（投票の拒否）

第15条　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定する。

（開票）

第16条　開票所は、選挙区ごとに開票管理者の指定する場所に設ける。

②　開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

（無効投票）

第17条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　候補者の何人であるか確認することが困難な氏名を記載したもの

４　候補者でない者の氏名を記載したもの

５　候補者の氏名を自書しないもの

６　第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代となっている者の氏名を記載したもの

７　１票中に２人以上の候補者の氏名を記載したもの

「備考」

(１) 立候補制を採らない組合にあっては、「候補者」を「被選挙人」に、「候補者でない者」を「被選挙権のないもの」に改めること。

(２) 投票につき連記制を採る組合にあっては、本条を次のように規定すること。

（無効投票）

第17条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

１　所定の用紙を使用しないもの

２　候補者の氏名のほか他事を記載したもの（職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

３　１票中に第14条第４項の規定による投票用紙に記載すべき候補者の数を超える数の氏名を記載したもの

②　次の各号に掲げる記載は、無効とする。

１　候補者の何人であるか確認することが困難な氏名

２　候補者でない者の氏名

３　自書していない候補者の氏名

４　第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙にあっては、それぞれ既に当選者となっている者の氏名又は現に総代となっている者の氏名

（当選者の決定）

第18条　選挙区ごとに、有効投票の多数を得た者をもって当選者とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票を除して得た数の４分の１以上の得票数がなければならない。

②　当選者を定めるに当たり、得票数が同一のものについては、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで決める。

③　第５条の規定による届出のあった総代の候補者の数がその選挙区における選挙において選出すべき総代の数を超えないとき又は超えなくなったときは、当該選挙区においては投票を行わない。

④　前項の場合には、選挙管理者は、直ちにその旨を公告しなければならない。

⑤　前項の公告があったときは、第５条の規定による届出のあった総代の候補者をもって当選者とする。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第３項から第５項までを削ること。

（当選の通知等）

第19条　当選者が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選者に当選の旨を通知し、同時に当選者の住所及び氏名を公告し、その日のうちに当選者から就任承諾を得なければならない。ただし、当選者から当選を辞する旨の届出があった場合その他やむを得ない事由により期限内に承諾を得ることができない場合は、この限りでない。

（当選者の繰上補充）

第20条　当選者が当選を辞したとき、被選挙権がなくなったとき又は死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、前条の規定を準用する。

（就任）

第21条　選挙管理者は、第19条（前条第２項及び第22条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当選者が定まった日の翌日当選者の住所及び氏名を公告しなければならない。

②　当選者は、前項の公告のあった時に、総代に就任するものとする。

③　当選者は、前項の規定にかかわらず、現任総代の任期の満了後における次条の規定による当選及び第25条の規定による補欠選挙の場合を除き、前項の公告の日が現任総代の任期の満了の日以前であるときは、その任期の満了の日の翌日に就任するものとする。

（当選取消しの場合の当選人の繰上補充）

第22条　法第115条の規定により当選の取消しがあったときは、組合長は直ちに第18条の例により当選者を定めなければならない。

②　前項の規定により当選者が定まった場合には、第19条から前条までの規定を準用する。

（再選挙）

第23条　第18条から第20条までの規定による当選者がないとき、選挙すべき総代の数に足る当選者を得ることができないとき、法第115条の規定による選挙の取消しがあったとき、又は同条の規定による当選の取消しがあった場合であって前条の規定により当選者を定めることができないときは、選挙区ごとに、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（欠員の場合の繰上補充）

第24条　選挙後６月以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第１項ただし書の得票数を有する者で、当選者とならなかったものがあるときは、組合長は第18条の例により、その者のうちから当選者を定めなければならない。

②　前項の場合には、第19条から第21条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第25条　選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選者を定めることができる場合を除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の総代の定数の３分の１未満であるとき、又は総代に欠員が生じた時が総代の任期の満了前４月以内であるときは、補欠選挙を行わないことができる。

別　　表

第１区　大字　〇〇　　〇人

第２区　大字　〇〇　　〇人

第３区　大字　〇〇　　〇人

附属書 生産森林組合総代選挙規程例の特例

総代の選挙において書面又は代理人による選挙権の行使を認める生産森林組合にあっては、附属書生産森林組合総代選挙規程例の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（選挙の通知）

第４条　組合長は、選挙の期日の10日前までに、総代の選挙を行うべき旨の通知状に選挙管理者及び投票管理者の氏名、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、選挙区ごとの選挙する総代の数並びに候補者の氏名及び生年月日（候補者が確定していない場合は、候補者の公告方法及び場所）を記載し、これを組合員に送付しなければならない。

②　前項の通知に際して、候補者の氏名を記載する欄及び選挙する総代の数、選挙権の行使の期限、書面で投票する場合の方法を記載した選挙権行使書面（以下「選挙権行使書面」という。）を交付しなければならない。

第５条を削り、第６条を第５条とする。

第７条中「第９条」を「第８条」に改め、同条を第６条とする。

第８条を第７条とする。

第９条第２項中「第６条第２項」を「第５条第２項」に改め、同条を第８条とする。

第10条を第９条とする。

第11条を第10条とし、同条の次に次の１条を加える。

（立候補の届出）

第11条　この組合は、選挙期日の20日前の日から選挙期日を組合員に通知する日の前日までの間の５日間を立候補の届出をすべき期間として定め、これを当該期間の開始の日の前日までに公告するとともに、組合員に到達するよう通知するものとする。

②　組合員でない者は、自ら総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない 。

③　総代に立候補しようとする者は、第１項の期間の末日までに、その旨を書面で選挙管理者に届け出なければならない。この場合において、届出の書面には、住所、氏名及び生年月日を記載した書面を添付しなければならない。

④　総代の候補者を推薦しようとする者は、第１項の期間内に選挙管理者に対し、候補者本人（以下この条において「本人」という。）の住所、氏名及び生年月日を記載した書面とともに、本人の承諾を証する書面を添えて、文書で推薦の届出をしなければならない。

⑤　選挙管理者は、総代の候補者となった者の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を第３項の期間の経過後選挙期日の10日前までの間に公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

⑥　総代の候補者が立候補を辞退し、又は第４項の規定により総代の候補者を椎薦した者が本人の承諾を得て推薦を取り消した場合は、立候補を辞退し、又は推薦を取り消した者は、直ちにその旨を文害で選挙管理者に届け出なければならない。

⑦　第５項の規定による公告がなされた後は、総代の候補者又は総代の候補者を推薦した者は、立候補を辞退し、若しくは推薦の承諾を取り消し、又はその推薦を取り消すことができない。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、本条を削ること。

第12条第２項中「１票とし、」の次に「投票用紙をもって」を加える。

第14条第１項中「否か」の次に「及び書面による選挙権の行使を行っていないか」を加える。

第14条の次に次の５条を加える。

（書面による選挙権の行使）

第14条の２　組合員は、書面をもって選挙権を行うことができる。

第14条の３　組合員は、書面をもって選挙権を行うときは、第14条第２項の規定にかかわらず、投票用封筒（（甲）及び（乙）の２種とする。）を用意し、第４条第２項の選挙権行使書面に候補者の氏名を自署し、投票用封筒（乙）に封入し、これを投票用封筒（甲）に封入し、署名し、投票用紙在中と記載の上、選挙期日の前日の業務時間の終了時までに投票管理者に提出しなければならない。

②　組合員は、前項の規定により選挙権行使書面を投票用封筒（乙）に封入する場合には、同項の選挙権行使書面以外のものを封入してはならない。

③　組合員は、投票用封筒（乙）には、何も記載し、又は添付してはならない。

④　組合員は、第１項の規定により投票用封筒（乙）を投票用封筒（甲）に封入する場合には、同項に規定する選挙権行使書面を封入した投票用封筒（乙）以外のものを封入してはならない。

⑤　投票管理者は、第１項の規定により投票用封筒（甲）が提出されたときは直ちにこれを開封し、封入されていた投票用封筒（乙）を選挙期日の当日まで誠実に保管しなければならない。

⑥　提出された選挙権行使書面の取扱に関する事項は、総代選挙投票の公正が確保されるよう規約で定める。

「備考」

立候補制を採らない組合にあっては、第１項中「候補者」を「被選挙人」に改めること。

第14条の４　投票管理者は、組合員の投票が終了したときは、投票立会人立会の上、前条の投票用封筒（乙）を開封し、直ちに封入されていた選挙権行使書面を投票箱に入れなければならない。ただし、第15条の規定により投票を拒否する場合は、この限りでない。

第14条の５　組合は選挙の日から３月間、提出された投票用紙を主たる事務所に備えて置かなければならない。

②　組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、提出された投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

③　組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

１　当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

２　請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

３　請求者が前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

４　請求者が、過去２年以内において、前項の投票用紙及び選挙権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（代理人による選挙権の行使）

第14条の６　組合員は、代理人をもって選挙権を行うことができる。

②　前項の規定により組合員が選挙権を行わせようとする代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

１　組合員

２　その組合員と同じ世帯に属する成年者

③　代理人は、５人以上の組合員を代理することができない。

④　代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

⑤　第14条及び第14条の５の規定は、第１項の規定により代理人をもって選挙権を行う楊合に準用する。この場合において、同条第１項中「投票しようとする選挙人が本人であるか否か」とあるのは「当該代理に係る本人が組合員であるか否か」と、第14条の５中「投票用紙」とあるのは「代理権を証する書面」と読み替えるものとする。

第18条第３項及び第５項中「第５条」を「第11条」に改める。